

尾張旭市選挙管理委員会（令和6年第4回）会議録

- 1 開催日時
令和6年10月4日（金）
開会 午後4時00分
閉会 午後4時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 加藤剛、次長 西尾裕子、係長 堺和彦、書記 水野史章
- 7 議題
 - 第11号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について
 - 第12号議案 投票所の指定について
 - 第13号議案 最高裁判所裁判官国民審査において審査に付せられる裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について
 - 第14号議案 期日前投票所の指定について
 - 第15号議案 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票の指定について
 - 第16号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について
 - 第17号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について
 - 第18号議案 開票の場所及び日時の決定について
 - 第19号議案 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
 - 第20号議案 開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和6年第4回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙等関係の議案でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましてこんにちは。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第11号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第11号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管</p>

	<p>理委員会は、ポスター掲示場を設けなければならないとされており、同条第3項の規定により、投票所ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっております。設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、その選挙の期日の公示の日の直近の一つ前の選挙人名簿登録数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。本市の投票区は南本地ヶ原投票区が選挙人名簿登録者数5,000人以上10,000人未満、投票区の面積4㎥未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり8箇所、その他の20投票区は、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4㎥未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、20投票区で140箇所になります。合計148箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>第11号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第11号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第11号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

委員長	<p>第 1 1 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 1 2 号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第 1 2 号議案「投票所の指定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の第 5 0 回衆議院議員総選挙における衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票所を、尾張旭市公職選挙管理規程第 8 条により定められた 2 1 の投票区に下記のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更はございません。第 1 2 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 1 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 1 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>

委員長	<p>第12号議案は可決されました。</p> <p>次に、第13号議案「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第13号議案「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条及び同法施行令（昭和23年政令第122号）第19条の規定により、最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所を定めようとするものでございます。</p> <p>第13号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第13号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第13号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

委員長	<p>第13号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第14号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第14号議案「期日前投票所の指定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第6項の読替規定による同法第39条の規定により令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙における衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第14号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第14号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第14号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

委員長	<p>第14号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第15号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第15号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第49条の2第4項の読替規定による第48条の2の規定により、在外選挙人が一時的に帰国して国内滞在中に期日前投票を行う場合の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第15号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第15号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第15号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第15号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第16号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第16号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、衆議院解散による選挙の場合、その選挙を行うべき事由が生じた日からその選挙の期日まではその登録の移替えを延期することができるかと規定されています。この登録の移替えを公示日の5日前から選挙期日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第16号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第16号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第16号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第16号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第17号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第17号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時決定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がくじで定める順序によるとされています。このため、投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を公示日であります令和6年10月15日の午後7時と定めようとするものでございます。</p> <p>第17号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第17号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第17号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第17号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第18号議案「開票の場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第18号議案「開票の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第63条及び第64条の規定により、開票の場所を市の選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっているため、開票場所を尾張旭市総合体育館2階競技場（アリーナ）、日時を令和6年10月27日、午後9時と定めようとするものでございます。</p> <p>第18号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第18号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第18号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第18号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第19号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>
委員長	<p>第19号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は開票管理者及びその職務代理者を選任することになっております。今回の選挙につきましては、開票管理者には赤尾委員長を、開票管理者の職務代理者は森委員にお願いしようとするものでございます。第19号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第19号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第19号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第19号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第20号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第20号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第62条第2項の規定により、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができることされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた10人とすることになっております。また、同法第62条第6項の規定により、開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を令和6年10月24日の午後5時15分に定めようとするものでございます。なお、開票立会人の届出は同日の午後5時までとなっております。第26号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第20号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	（なし）

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第20号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第20号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆議院議員総選挙等に係る選挙管理委員会の開催日程等について ○ 次回日程確認 令和6年10月11日（金） 午前10時から 302会議室
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>